様式１

酒類の表示方法チェックシート（各品目共通）

１　届出者の氏名等

氏　名 又は 名　称		製造場 の 所在地			
届出理由	□新発売 □ラベル変更 □プライベート商品 □見本品 □その他（　　）			アルコール分	度
販売予定日	令和　年　月　日	販売地域	□全国 □その他（　　）	表示可能面積	□150㎠超 □以下
製品名		容器の種類		内容量	ミリリットル
酒類を詰め替えて販売場から搬出する酒類販売業者は、酒類の詰替え届出書を提出しているか。				□適	□否

○　上記届出者と表示内容に責任を有する食品関連事業者が異なる場合に記載してください。

（食品関連事業者の区分　：　□　製造者　□　加工者　□　輸入者　□　販売者　）

食品関連事業者 の氏名又は名称		住　所	

２　酒類業組合法上の表示義務事項（第 86 条の５関係）

表示事項	表示の有無	検討事項	適・否	
氏名又は名称	□有 □無	「楷書体」又は「ゴシック体」など容易に識別できる書体で表示されているか。	□適	□否
		個人の場合は、その氏名が表示されているか。	□適	□否
製造場の所在地	□有 □無	課税移出した製造場（自己の他の製造場において組合令８の３①の規定により表示すべき事項の全部を表示した酒類を移入し、これをそのままの表示で更に移出する場合における製造場を除く。）の所在地が、住居番号まで、「楷書体」又は「ゴシック体」など容易に識別できる書体で表示されているか。	□適	□否
		記号表示の届出がある場合には、「氏名又は名称」に続けて、記号が表示されているか（一体的に表示できない場合、「氏名又は名称」の後に当該記号の記載場所を表示されているか。）。　※　食品表示基準の製造所固有記号とは異なります。	□適	□否
内容量	□有 □無	「内容量」の文字の後に続けて表示されているか。 （主たる商標を表示する側に内容量を表示する場合、「内容量」の項目名は省略可。また、主たる商標を表示する側に「品目」と併せて表示する場合、他の表示事項との一括表示は省略可。）	□適	□否
		アラビア数字(単位の表示はL、ml、 mL 、 ℓ 、 mℓ、 リットル又 は ミリリットル）で明瞭に表示されているか。	□適	□否

<table>
<tr><th>表　示　事　項</th><th>表示の有無</th><th colspan="2">検　　討　　事　　項</th><th colspan="2">適・否</th></tr>
<tr><td rowspan="5">酒類の品目
<table><tr><td>ポイント</td></tr><tr><td></td></tr></table></td><td rowspan="2">□有 □無</td><td colspan="2">主たる商標を表示する側の次の場所に明瞭に表示されているか（酒類を陳列棚、陳列ケースその他商品を陳列するための設備に陳列した場合においても、その酒類の品目が消費者に容易に認識できる場所に表示されているか。）。
瓶：胴部・肩部・口頭部、 缶：胴部・頭部、 樽：胴部・鏡部（該当する場所を○で囲む。）
（主たる商標を表示する側に品目を表示する場合、「品目」の項目名は省略可。）</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる商標を表示する側以外の場所（底部を除く。）に表示する場合は、他の表示事項と一括して表示されているか。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td colspan="3">文字の大きさは内容量、文字の数に応じ、次の大きさ以上か（内容量が100mℓ以下の場合を除く）。
なお、文字の大きさ（ポイント）は、日本産業規格Z8305（1962）に規定する文字の大きさによる。
表示する酒類の品目：「　　」
<table><tr><td colspan="2">文字の数
活字の大きさ
内容量別</td><td>2
ポイント</td><td>3
ポイント</td><td>4以上
ポイント</td></tr><tr><td>3.6ℓ超</td><td></td><td>42ポイント</td><td>26ポイント</td><td>26ポイント</td></tr><tr><td>1.8ℓ超</td><td>3.6ℓ以下</td><td>26ポイント</td><td>22ポイント</td><td>16ポイント</td></tr><tr><td>1.0ℓ超</td><td>1.8ℓ以下</td><td>22ポイント</td><td>16ポイント</td><td>14ポイント</td></tr><tr><td>360mℓ超</td><td>1.0ℓ以下</td><td>16ポイント</td><td>14ポイント</td><td>10.5ポイント</td></tr><tr><td></td><td>360mℓ以下</td><td>14ポイント</td><td>10.5ポイント</td><td>※7.5ポイント</td></tr></table>※1　食品表示基準では、原則8ポイント以上で表示する必要があります。
2　内容量が 100mℓ以下の場合、食品表示基準に基づいた文字の大きさで表示する必要があります。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td colspan="3">文字は日本文字で「楷書体」又は「ゴシック体」など容易に識別できる書体で表示されているか。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td colspan="3">文字の色は、周囲の色と比較して不明瞭ではないか。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td colspan="3">他の品目の酒類と誤認されるような商品名等になっていないか。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td rowspan="2">アルコール分</td><td rowspan="2">□有 □無</td><td colspan="2">アラビア数字（単位の表示は度又は%）で明瞭に表示されているか。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td colspan="2">税率適用区分を同じくする1度の範囲内で表示されているか。
なお、ビール、発泡酒、清酒、果実酒又はその他の醸造酒については、±1度の範囲内で、「アルコール分○○度」（1度単位又は0.5度刻みにより表示する。）と表示可。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>税率適用区分</td><td>□有 □無</td><td colspan="2">雑酒については、税率適用区分を表す事項が表示されているか。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
</table>

3　食品表示法上の表示義務事項等

<table>
<tr><th>表　示　事　項</th><th>表示の有無</th><th>検　　討　　事　　項</th><th colspan="2">適・否</th></tr>
<tr><td>文字ポイント</td><td></td><td>文字の大きさは、表示可能面積に対し、次の大きさ以上か。
なお、文字の大きさ（ポイント）は、日本産業規格 Z8305（1962）に規定する文字の大きさによる。
※　２及び３共通　（「酒類の品目」を除く。）
<table><tr><td>表示可能面積</td><td>ポ イ ン ト</td></tr><tr><td>原　則</td><td>８ポイント</td></tr><tr><td>おおむね
150㎠以下</td><td>5.5ポイント</td></tr></table></td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>表 示 の 方 式</td><td></td><td>食品表示基準別記様式一（一括表示欄）に基づき枠で囲って表示しているか。
（又は、別記様式による表示と同等程度に消費者が一見して判別できるようまとめて分かりやすく表示しているか。）</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td>□有 □無</td><td>名称（品名）を表示している場合、その内容を示す一般的な名称か。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</td><td>□有 □無</td><td>表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所が、「製造者」、「加工者」、「輸入者」又は「販売者」のいずれかの項目名を付して表示されているか。
（例）　○　自社で製造・詰口し、課税移出：製造者
○　他社から未納税移入した酒類を自社でその本質を保持させつつ詰口し、課税移出：加工者
○　輸入した酒類を販売：輸入者
○　他社で製造・詰口された酒類を未納税移入し、課税移出：販売者</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td rowspan="2">製造所所在地等</td><td rowspan="2">□有 □無</td><td>製造所又は加工所（最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所）の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の氏名又は名称）が表示されているか。
（これらの表示事項が①食品関連事業者の住所及び氏名又は名称など他の表示項目と同一の場合、②製造所固有記号をもって表示されている場合、③表示可能面積がおおむね30 ㎠以下の場合、表示省略可。）</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>食品関連事業者の氏名又は名称及び住所と近接して表示されているか。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td rowspan="2">製造所固有記号</td><td rowspan="2">□有 □無</td><td>製造所固有記号を表示する場合、以下のいずれかの事項について表示されているか。
①　製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
②　製造所固有記号等を表示したウェブサイトのアドレス
③　当該製品を製造している全ての製造所所在地等及び製造所固有記号
※　酒類業組合法の記号表示とは異なります。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>食品関連事業者の氏名又は名称の次に表示されているか。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>添　　加　　物</td><td>□有 □無</td><td>「添加物」の文字の後に続けて、重量の割合の高い順に物質名が表示されているか（食品表示基準別表６に掲げられた添加物を含む食品には、物質名及び用途）。
事項欄を設けない場合、原材料名の欄に原材料名と添加物を「／」などの区分表記や改行等の方法により、明確に区分して表示されているか。
（例）「ぶどう（日本産）　／　酸化防止剤（亜硫酸塩）」等
（表示可能面積がおおむね30 ㎠以下の場合、表示省略可。）
（表示事項の内容から、別記様式による表示と同等程度に分かりやすい表示の場合、様式によらず表示事項だけの表示可。）</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
</table>

表　示　事　項	表示の有無	検　　討　　事　　項	適・否	
L-フェニルアラニン化合物	□有□無	アスパルテームを含む場合は、「L-フェニルアラニン化合物を含む」旨が表示されているか。	□適	□否
遺伝子組換え食品	□有□無	組換えＤＮＡ技術を用いて生産された農産物等を主な原材料とした酒類について、遺伝子組換えに関する表示がされているか。 （表示可能面積がおおむね 30 ㎠以下の場合、表示省略可。）	□適	□否
		組換えＤＮＡ技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物であって、高オレイン酸、ステアリドン酸産生の形質を有する大豆を主な原材料とした酒類について、遺伝子組換えに関する表示がされているか。	□適	□否
		組換えＤＮＡ技術を用いて生産された農産物等を主な原材料としている場合、原材料の次に括弧書きで、「遺伝子組換え」「遺伝子組換え不分別」等と表示されているか。	□適	□否
栄養強調表示	□有□無	栄養強調表示（ノンカロリー、糖類ゼロ、カロリーハーフ等）を行う場合、基準値を満たし、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量を表示しているか。※　ナトリウムは、原則として「食塩相当量」として表示する。	□適	□否
糖類を添加していない旨	□有□無	糖類を添加していない旨を表示する場合、以下の条件が全て満たされているか。	□適	□否
		①　いかなる糖類も添加していないこと。	□適	□否
		②　糖類に代わる原材料又は添加物を使用していないこと。	□適	□否
		③　酵素分解その他何らかの方法により、当該食品の糖類含有量が原材料及び添加物に含まれていた量を超えないこと。 ※　一般的には、清酒は当該要件を満たしません。	□適	□否
		④　当該酒類の 100 ㎖又は１本分当たりの糖類の含有量を表示していること。	□適	□否
		⑤　栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量を表示していること。※　ナトリウムは、原則として「食塩相当量」として表示する。	□適	□否
省略できる義務表示	□有□無	省略できる義務表示事項を表示している場合、食品表示基準に沿った表示が行われているか。 ※　「保存の方法」、「賞味期限」、「栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム）の量及び熱量」の表示が省略可能。	□適	□否
表示禁止事項	実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語、義務表示事項の内容と矛盾する用語、その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示などの表示禁止事項が表示されていないか。		□適	□否
原料原産地名	□有□無	原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位１位の原材料）を原料原産地表示の対象とし、原材料名に対応させてその原料原産地が表示されているか。	□適	□否

4　酒類業組合法上の表示義務事項（第 86 条の６関係）

<table>
<tr><th>表　示　事　項</th><th>表示の有無</th><th>検　　討　　事　　項</th><th colspan="2">適・否</th></tr>
<tr><td rowspan="2">20 歳未満の者の飲酒防止に関する表示
<table><tr><td>ポ イ ン ト</td></tr><tr><td></td></tr></table></td><td rowspan="2">□有 □無</td><td>「20 歳未満の者の飲酒は法律で禁止されています」、「飲酒は 20 歳になってから」等の文言が、見やすい所に明瞭に表示されているか。
※　「20 歳未満の者」を「未成年者」と表示することはできません（「未成年者の飲酒は法律で禁止されています」等の表示は「否」に該当）。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>文字の大きさは、内容量に応じ次の大きさ以上か。
<table><tr><td>内　　容　　量</td><td>３６０mℓ超</td><td>３６０mℓ以下</td></tr><tr><td>ポ　イ　ン　ト</td><td>６ポイント</td><td>5.5 ポイント</td></tr></table></td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>有 機 の 表 示</td><td>□有 □無</td><td>有機 JAS マークを貼付する場合は、有機 JAS 認証を取得しているか。
また、酒類における有機の表示基準（平成 12 年国税庁告示第７号）に基づく表示を行う場合は、別葉「酒類の表示方法チェックシート（有機に関する表示事項用）」を使用（令和７年９月 30 日までの経過措置）。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地理的表示の名称</td><td rowspan="3">□有 □無</td><td>表示する地理的表示は、当該地理的表示の管理機関が行う確認業務により使用許可を受けて表示しているか（地理的表示「日本酒」は管理機関がないため、使用許可不要）。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>保護の対象となっている国内又は外国の地理的表示と同一又は類似の名称を表示していないか（適用除外対象の銘柄は除く）。
地理的表示一覧
（国税庁ホームページ）
ホーム＞税の情報・手続・用紙＞お酒に関する情報＞酒類の地理的表示＞酒類の地理的表示一覧　　こちらからアクセス可能→</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>地理的表示の名称のいずれか一箇所以上に「地理的表示」、「Geographical Indication」又は「GI」の文字を併せて表示しているか（又は、地理的表示の名称を表示していない酒類には、上記の文字を表示していないか。）。</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
</table>

様式３

５　その他法令事項

<table>
<tr><th>表　示　事　項</th><th>表示の有無</th><th>検　　討　　事　　項</th><th colspan="2">適・否</th></tr>
<tr><td rowspan="2">原料米等の産地表示（清酒、単式蒸留焼酎、みりん）</td><td rowspan="2">□有 □無</td><td>産地表示がある場合、①ラベル等に原料米等の産地表示がされているか。②複数国（産地）の原料米等を使用している場合は、使用量の多い順に表示されているか。
（例）米（国産、○○国産）、米こうじ（国産米）　等</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>産地表示がない場合、次のいずれかの方法により、産地情報を入手できるようにしているか。
・　商品に産地情報を照会できるホームページのウェブサイトのアドレスを表示
・　商品に産地情報照会先（照会先電話番号等）を表示
・　店頭等で消費者に対し産地情報伝達を行う体制を整備</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>製造物責任法等を踏まえた表示</td><td>□有 □無</td><td>必要に応じ、製造物責任法等を踏まえた酒類の指示・警告の表示がされているか。
（例）「キャップの切り口で指などけがをしないようご注意ください」等</td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
<tr><td>資源有効利用促進法等の表示</td><td>□有 □無</td><td>容器の種類に応じた表示ができているか。
<table>
<tr><th>識別表示マークの表　示　例</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>□スチール缶

□アルミ缶

</td><td>次の大きさ以上で１箇所以上表示されているか。
<table>
<tr><td>スチール缶
識別マーク</td><td>円の外径：６㎜以上
文字の大きさ：４ポイント以上</td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>アルミ缶
識別マーク</td><td>一辺の長さ：６㎜以上
文字の大きさ：４ポイント以上</td></tr>
</table>
※　缶の胴に表示をすることが困難な場合、缶の胴以外の部分に表示可</td></tr>
<tr><td>□ペットボトル

</td><td>次の大きさ以上で、容器の底部又は側部に１箇所以上刻印し、かつ、容器の側部に１箇所以上印刷又はラベルにより表示されているか。（内容積が 150ml 未満の容器を除く。）
<table>
<tr><td>容器の底部又は側部への刻印</td><td>一辺の長さ：８㎜以上
数字の大きさ：７ポイント以上
文字の大きさ：５ポイント以上</td></tr>
<tr><td>容器の側部への印刷又はラベルによる表示</td><td>一辺の長さ：６㎜以上
数字の大きさ：５ポイント以上
文字の大きさ：４ポイント以上</td></tr>
</table>
（注）　外装単位の販売に限り、一定の条件を満たす場合、個別容器への表示省略可。</td></tr>
<tr><td>□紙
 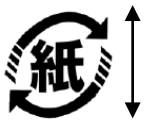

□プラスチック

</td><td>表面に次の大きさ以上で、１箇所以上刻印、印刷又はラベルにより表示されているか。
<table>
<tr><td colspan="2">刻印による場合</td></tr>
<tr><td>紙の識別マーク</td><td>楕円の高さ：８㎜以上
文字の大きさ：８ポイント以上</td></tr>
<tr><td>プラスチック識別マーク</td><td>一辺の長さ：８㎜以上
文字の大きさ：８ポイント以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">印刷又はラベルによる場合</td></tr>
<tr><td>紙の識別マーク</td><td>楕円の高さ：６㎜以上
文字の大きさ：６ポイント以上</td></tr>
<tr><td>プラスチック識別マーク</td><td>一辺の長さ：６㎜以上
文字の大きさ：６ポイント以上</td></tr>
</table></td></tr>
</table></td><td>□適</td><td>□否</td></tr>
</table>

（Ｒ８．10）

酒類の表示方法チェックシート（焼酎に関する表示事項用）

1　単式蒸留焼酎の例外表示「本格焼酎」

検　討　事　項	適・否
次に掲げるアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留した酒類で、酒税法第３条第９号イからニに該当する酒類を除いたものであるか。 1　穀類又は芋類、これらのこうじ及び水を原料として発酵させたもの 2　穀類のこうじ及び水を原料として発酵させたもの 3　⑴　清酒かす及び水を原料として発酵させたもの ⑵　清酒かす、米、米こうじ及び水を原料として発酵させたもの ⑶　清酒かす 4　砂糖（分蜜をしない砂糖のうち、さとうきび、さとうもろこし又はとうもろこしの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却して製造したもの（粉状又は粒状のものを除く。）で、その糖度が 90 度以下のもの。）、米こうじ及び水を原料として発酵させたもの 5　穀類又は芋類、これらのこうじ、水及び国税庁長官が指定するその他の物品を原料として発酵させたもの（その原料中国税庁長官が指定する物品の重量の合計が穀類及び芋類（これらのこうじを含む。）の重量を超えないものに限る。） ＊　国税庁長官が指定する物品 あしたば、あずき、あまちゃづる、アロエ、ウーロン茶、梅の種、えのきたけ、おたねにんじん、かぼちゃ、牛乳、ぎんなん、くず粉、くまざさ、くり、グリーンピース、こならの実、ごま、こんぶ、サフラン、サボテン、しいたけ、しそ、大根、脱脂粉乳、たまねぎ、つのまた、つるつる、とちのきの実、トマト、なつめやしの実、にんじん、ねぎ、のり、ピーマン、ひしの実、ひまわりの種、ふきのとう、べにばな、ホエイパウダー、ほていあおい、またたび、抹茶、まてばしいの実、ゆりね、よもぎ、落花生、緑茶、れんこん、わかめ	□適　□否

2　連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎の混和酒

表示事項	表示の有無	検　討　事　項	適・否
酒類の品目	□有□無	次のいずれかにより明瞭に表示されているか。 連続式蒸留焼酎と単式蒸留焼酎を混和した場合 ・連続式・単式蒸留焼酎（しょうちゅう）混和 ・焼酎（しょうちゅう）甲類・乙類混和　又は　ホワイトリカー①②混和 ＊　混和した一方の品目の割合が純アルコール数量で５％未満となるものについては、混和量の多い方の品目だけの表示としても差し支えない。	□適　□否

3　木製の容器に貯蔵した焼酎（混和焼酎を含む）

表示事項	検　討　事　項	適・否
酒類の品目	主たる商標を表示したラベル内（プリント瓶については、主たる商標を表示した面と同一面）に、表示されているか。	□適　□否
ポイント	１文字当たりが、下表の大きさ又は主たる商標を表示したラベル面積の 18／1,000（品目名を表示した部分の総面積）のいずれか大きい方の大きさ以上となっているか。 ただし、主たる商標を表示したラベル内に表示された「焼酎」又は「しょうちゅう」の文字が下表に定める大きさ（１文字）又は主たる商標を表示したラベル面積の９／1,000 の大きさ（品目を表示した部分の総面積）のいずれか大きい方の大きさ以上で、明瞭に表示されている場合に限りこれを適用しないこととして差し支えない。 ※　内容量が 100 □以下の場合、食品表示基準に基づいた文字の大きさで表示する必要があります。	□適　□否

内容量別＼活字の大きさ	ポイント
3.6ℓ超	34
1.8ℓ超　3.6ℓ以下	31
1.0ℓ超　1.8ℓ以下	28
500mℓ以上　1.0ℓ以下	26
500mℓ未満	16

（Ｒ８.10）